

公示用

役務名 準用河川 新川西川試掘調査ほか業務

札幌市下水道河川局事業推進部



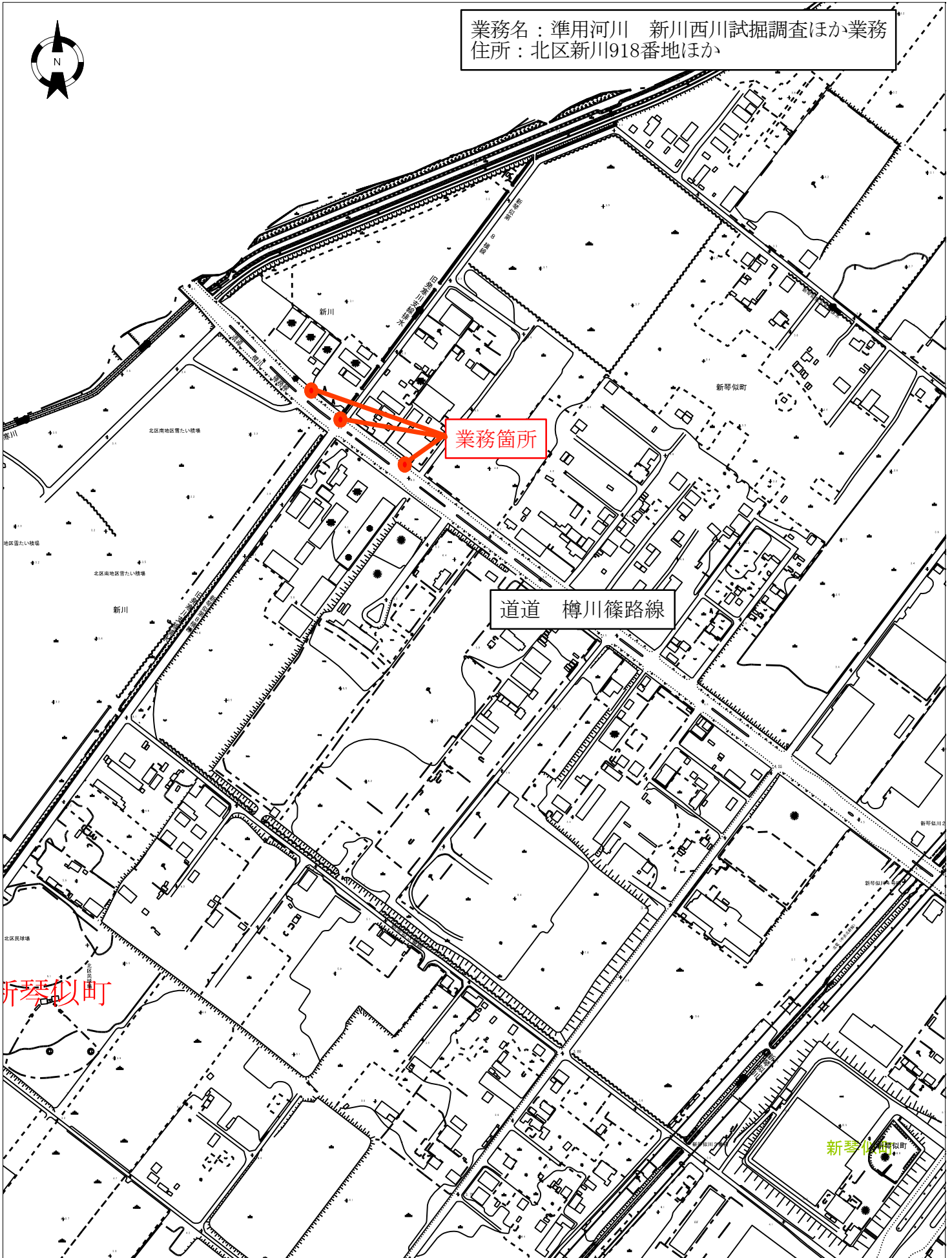
業務名：準用河川 新川西川試掘調査ほか業務
住所：北区新川918番地ほか

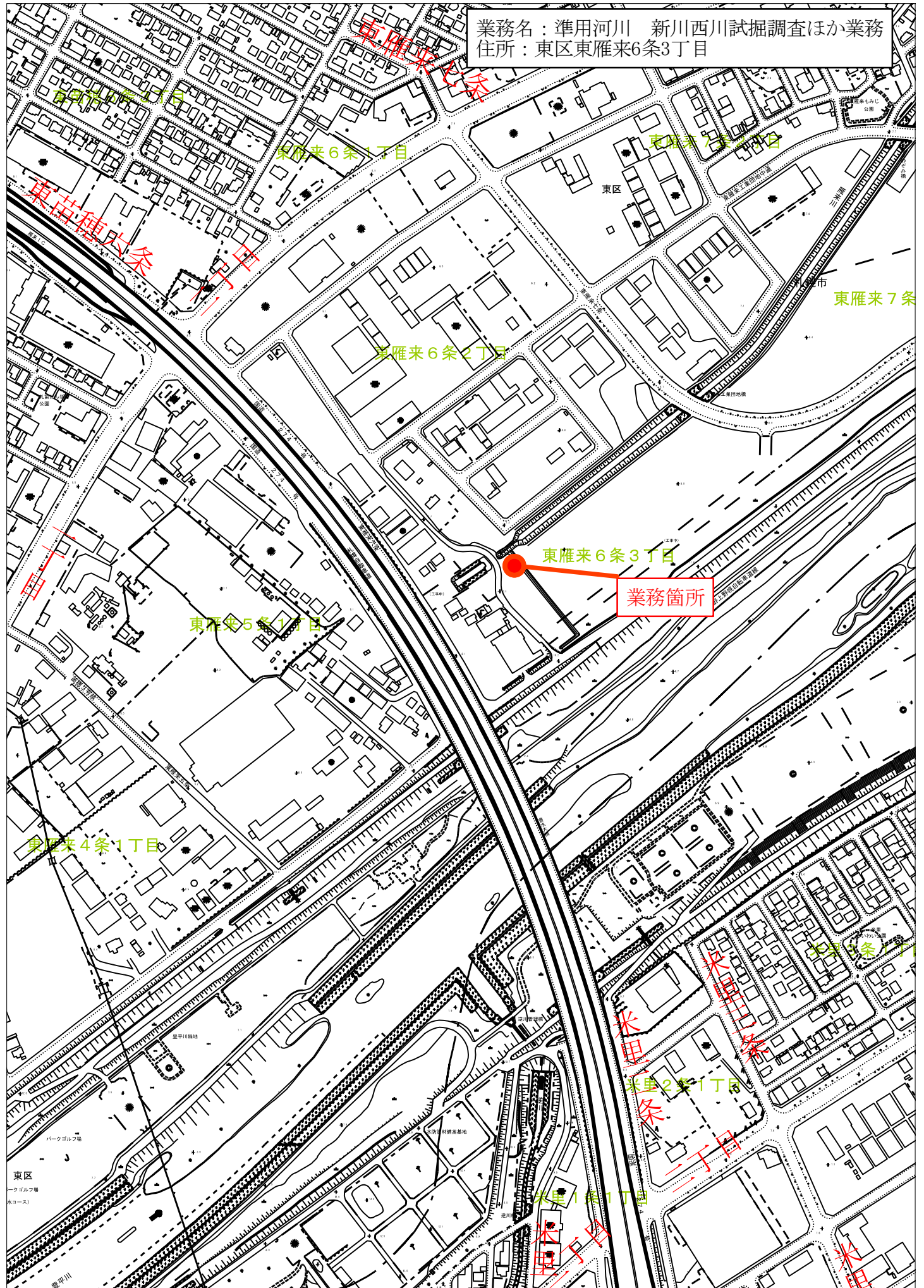
業務箇所

道道 樽川篠路線

新琴似町

新琴似町





業務名：準用河川 新川西川試掘調査ほか業務
住所：東区東雁来6条3丁目

業務箇所

東雁来6条3丁目

東雁来6条2丁目

東雁来6条1丁目

東雁来5条1丁目

東雁来4条1丁目

東雁来7条

東雁来2条1丁目

東雁来1条1丁目

東区
パークゴルフ場
(赤コーラス)

豊平川

()	業 務 名	準用河川 新川西川試掘調査ほか業務
-----	-------	-------------------

1. 設計金額

区 分		設計金額 (円)
請 負 工 事 費		
内 訳	工 事 価 格	
	消費税等相当額	
支 給 品 費		

業務説明書

1. 業務概要

【準用河川 新川西川】

掘削、埋戻、土砂運搬・・・・・・・・一式

ライナープレート式土留・・・・・・・・一式

薬液注入・・・・・・・・一式

【1級河川 雁来川】

掘削、埋戻・・・・・・・・一式

土砂運搬、処分・・・・・・・・一式

2. 施工区間 北区新川918番地ほか、東区東雁来6条3丁目

3. 業務期間 契約書に示す着手の日から令和 3年11月30日までとする。

4. 図面 別添のとおり。

5. 仕様書 札幌市土木工事共通仕様書、下水道管きょ工事仕様書、その他関係する仕様書など

6. 特記仕様書 別添のとおり。

特記仕様書

1. 施工計画書の提出

着手後速やかに業務施工計画書を作成し、提出すること。

2. 工期

本業務は、契約書に示す着手の日（令和3年7月30日を想定）から令和3年11月30日までとしている。また履行期間には雨天・休日等を見込んでいる。なお、契約着手日の変更があった場合は設計変更の対象としない。

3. 地下埋設物の調査

業務現場、現場近接した地域における地下埋設物の有無は必ず調査すること。

(1) 事前調査

業務施工前に各埋設物管理者に出向き、埋設台帳等により埋設物の有無を必ず調査すること。

(2) 保安措置

①埋設物の位置等を確認した後、その埋設物の管理者及び関係機関と協議し、関係法令等に従い、保安上の必要な措置、防護方法、緊急時の通報先及び方法、保安上の措置の実施区分を決定すること。

②試掘を実施の際は必ず埋設物管理者に立会要請をすること。

4. 試掘の順序について

別添図面のうちB・C箇所の埋設位置はガス本管の設置ラインの確認を目的に実施するものであることから設置ラインを確認した後、A箇所の試掘を行うこと。なお、設置ラインについても、埋設物管理者への確認を怠らないこと。

5. 試掘の留意事項等

(1) 別添図面等の埋設深、位置は既往資料等からの想定であることから慎重に作業を行うこと。

(2) 薬液注入量等については近傍点の柱状図を参考に決定しているものである。現在、当該地に係る地質調査を実施中であるため、結果が出次第、必要資料を提供する。施工計画は最新の柱状図に基づいて立案すること。

(3) 現場条件に著しい変更がある場合は監督員と協議を行うこと。

(4) 仮設は任意仮設である。

(5) 試掘位置は想定である。地下埋設部の状況等により、当該業務の目的を達成できる位置を選定し、監督員と協議を行うこと。

(6) 薬液注入、試掘に際しては、付近の雨水管、水道管、河川縦断管、周辺地盤への影響がないかの確認を怠らないこと。

6. 試掘結果の図面への反映について

当試掘結果は今年度発注予定の設計業務に使用することから別途提供する横断図、縦断図、平面図にガス管の設置ライン、埋設深さを反映させること。なお、設置高さ、位置の基準については別発注済みの測量業務から提供する。

特記仕様書

7. アスファルト材料

1 『アスファルト』

本業務に使用するアスファルトは図面に記載のない場合は、下記のとおりとする。

箇所	種別	再生混入率 (%)	備考
表 層	再生細密粒度キヤップアスコン (13F55) ホリマー改質 As II	30	
表 層	再生細粒度アスコン (13)	100	仮舗装
基 層	再生粗粒度アスコン (20)	50	
上層路盤	再生 As 安定処理 (30)	100	

アスファルト混合物の標準アスファルト量、石粉量及び標準密度は、下記のとおりとする。

【標準配合表】

道路種別	アスファルト混合物種別	標準密度 (参考)	AS量 (%)	Fi量 (%)
車 道 (表 層) (基 層) (上層路盤)	細粒度アスコン13F	2.30	8.8	15.0
	細粒度キヤップアスコン13F	2.30	6.8	11.6
	密粒度アスコン13F	2.35	5.9	10.0
	密粒度キヤップアスコン13F	2.35	5.8	9.8
	粗粒度アスコン(20)	2.35	5.3	4.8
	アスファルト安定処理(30)	2.30	4.3	—
	アスファルトモルタル	2.05	9.0	12.0
	再生アスファルト混合物(13・30)(100%再生材)	2.30	6.0	—
	再生細粒度アスコン13F(再生混入率50%)	2.30		
	再生密粒度アスコン13F(再生混入率50%)	2.35		
	再生粗粒度アスコン(20)(再生混入率50%)	2.35		
	再生アスファルト安定処理(30)(再生混入率50%)	2.30		
	改質Ⅱ型細密粒度キヤップアスコン13F55	2.35	6~6.3	F/A=1.7程度
	改質Ⅱ型密粒度キヤップアスコン13F	2.35	5.8	9.8
	再生改質Ⅱ型細密粒度キヤップアスコン13F55 (再生混入率30%)	2.35		
再生改質Ⅰ型密粒度キヤップアスコン13F (再生混入率30%)	2.35			
歩 道 (表 層) (上層路盤)	細粒度アスコン(13)	2.15	7.0	7.8
	アスファルト安定処理(30)	2.15	4.3	—
	再生アスファルト混合物(13・30)(100%再生材)	2.15	6.0	—
	再生細粒度アスコン(13)(再生混入率50%)	2.15		

※上表空欄箇所については、仕様書・舗装再生便覧(平成22年11月(社)日本道路協会発行)等に示す標準配合の範囲内で、各プラントが標準的に出荷するアスファルト混合物の配合とする。

特記仕様書

8. 建設副産物（建設発生土・建設廃棄物）

- (1) 請負者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「資源の有効な利用の促進に関する法律」並びに「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」と「建設副産物適正処理推進要綱」を遵守して、業務の円滑な施工の確保及び生活環境の保全に努めるものとする。
- (2) 当該業務等で発生する建設副産物の処理方法、処理場所等への処理条件は下記のとおりとする。なお、変更が生じた場合は監督員と協議のこと。
- (3) 当該業務等で発生する建設副産物の処理方法、処理場所等への処理条件は下記のとおりとする。なお、変更が生じた場合は監督員と協議のこと。

① 建設発生土の搬出先は下記のとおりとする。

受入施設等名称	受入施設の所在地	備考
石狩砂利（志美）	石狩市志美 52-1 ほか	

② 雁来川で発生する汚染土の搬出先は下記のとおりとする。

受入施設等名称	受入施設の所在地	備考
環境エンジニアリング	美唄市字サンクワ美唄	運搬にあたっては土砂汚染の運搬に関するガイドラインを遵守すること。

※土壌汚染対策法に基づく措置について

本業務区間において、土壌汚染対策法（以下、土対法という）における鉛の含有量が基準値を超過しているため、施工に際しては土対法上の制約を受ける。

当該区間の計画立案にあたっては、土対法を理解するとともに、土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（環境省 水・大気環境局 土壌環境課）、土壌汚染の運搬に関するガイドライン（環境省 水・大気環境局 土壌環境課）、土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（環境省 水・大気環境局 土壌環境課）を参考に、監督員及び関係機関と十分に協議したうえで策定すること。

特記仕様書

③ 『アスファルト塊』

本業務から発生するアスファルト塊は、搬入条件を遵守し下記堆積場へ搬入すること。

処理施設名		所在地
世紀東急工業(株)		札幌市土木工事積算要領及び資料 (I 第18章 建設副産物 ⑨ 産業廃棄物及び 建設副産物処理一覧表)を参照
東亜道路工業(株)		
道路工業(株)		
搬入条件	通行路	工場内指定路徐行
	計量	トラックスケールによる検量
	伝票	計量伝票の受領
	混載投棄禁止	土砂、コンクリート、ロードヒーティング材入アスコン塊、廃棄物(ごみ・現場不要品)等
	大きさ	厚さが15cmを超える場合は一辺が30cm内外の大きさまで破碎すること。

④ 『舗装切断に伴う濁水』

請負者は、舗装切断作業を行いながら濁水を吸引のうえ、タンク等に貯留し、作業後速やかに、濁水を処理施設へ運搬し処分する。本業務から発生した濁水は、下記の処理施設へ搬入すること。

処理施設名及び所在地	(株)公清企業(エコパーク)
	東)中沼町45-23
受入条件等	搬入時期については、当施設と事前に協議すること

※詳細は産業廃棄物処理ガイドによる。

9. 諸法令の遵守について

- (1) 請負者は、諸法令の適用運用に当たり、当該業務に適用となる法令等を特定したうえで、その一覧を施工計画書に明示し、監督員に提出すること。
- (2) 適用となる法令等の届出等の実施に当たっては、事前に届出書等(写し)を施工計画書に明示し、監督員に提出すること。
- (3) 届出書等に対する許可書等(写し)は「施工協議簿」に添付し、監督員に報告すること。
- (4) 請負者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守らなければならない。

10. 排出ガス対策型建設機械について

- (1) 排出ガス対策型建設機械の使用について
使用機種・条件等については、札幌市土木工事共通仕様書1-1-1-35「環境対策」によること。
- (2) 施工計画書には、排対機械等を使用するか、非排対機械を使用するかを明記すること。

特記仕様書

11. 交通誘導警備員について

一般交通の安全確保及び交通管理として、施工中は各施工箇所に交通誘導警備員を1名以上配置すること。なお、現地状況、その他関係機関との協議により数量の増減、処理方法の変更、追加等が生じた場合は別途協議する。

12. 施工時間帯について

本業務の施工時間帯については基本的に9～17時としている。

13. 積算に使用している追加単価等について

本業務で使用している調査会単価については以下で公開している。

<https://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/tanka/tabukyoku/tabukyoku.html>

※実勢価格調査単価 令和3年度 実勢価格調査単価_河川 参照

14. 施工条件について

- (1) 本業務施工においては、道路使用許可書条件を遵守すること。
- (2) 本業務施工において、関係管理者との打ち合わせ及び事前調査を実施し、安全な施工方法により業務を完成させること。
- (3) 現場の安全施設は、車両通行方法及び通行人の導体を考慮し、地先に配慮した配置とすること。また、業務に起因する渋滞を考慮し、業務予告・迂回看板の配置を検討すること。
- (4) 緊急時、作業休止時及び夏季休暇における連絡体制を確立させること。
- (5) その他、不明な点は監督員と協議すること。

15. 納入成果品

- (1) 業務写真 1部
- (2) 平面図、断面図、縦断図 1部（データ含む）
- (3) その他監督員との協議により必要とされたもの。

16. その他

- (1) 橋梁予備設計、地質調査業務、測量業務と密に連絡を取り合いながら業務を遂行すること。
- (2) 公示用設計書にある「工事請負費」は「業務委託費」、「工事価格」は「業務価格」と読み替えるものとする。
- (3) 当業務は施工点在型工事に基づいた積算はしていない。

17. 雁来川の汚染土範囲



18. 再委託について

- (1) 受託者は業務の全部若しくはその主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 「(1)」でいう「主たる部分」とは以下を指す。
 - ・掘削、埋戻し
- (3) 受託者は「(1)」以外の業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。

特記仕様書

別記

「個人情報取扱注意事項」

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 請負者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 請負者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 請負者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 請負者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 請負者は、この契約による業務を処理するに当たって、発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 請負者は、この契約による業務を処理するに当たって、発注者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

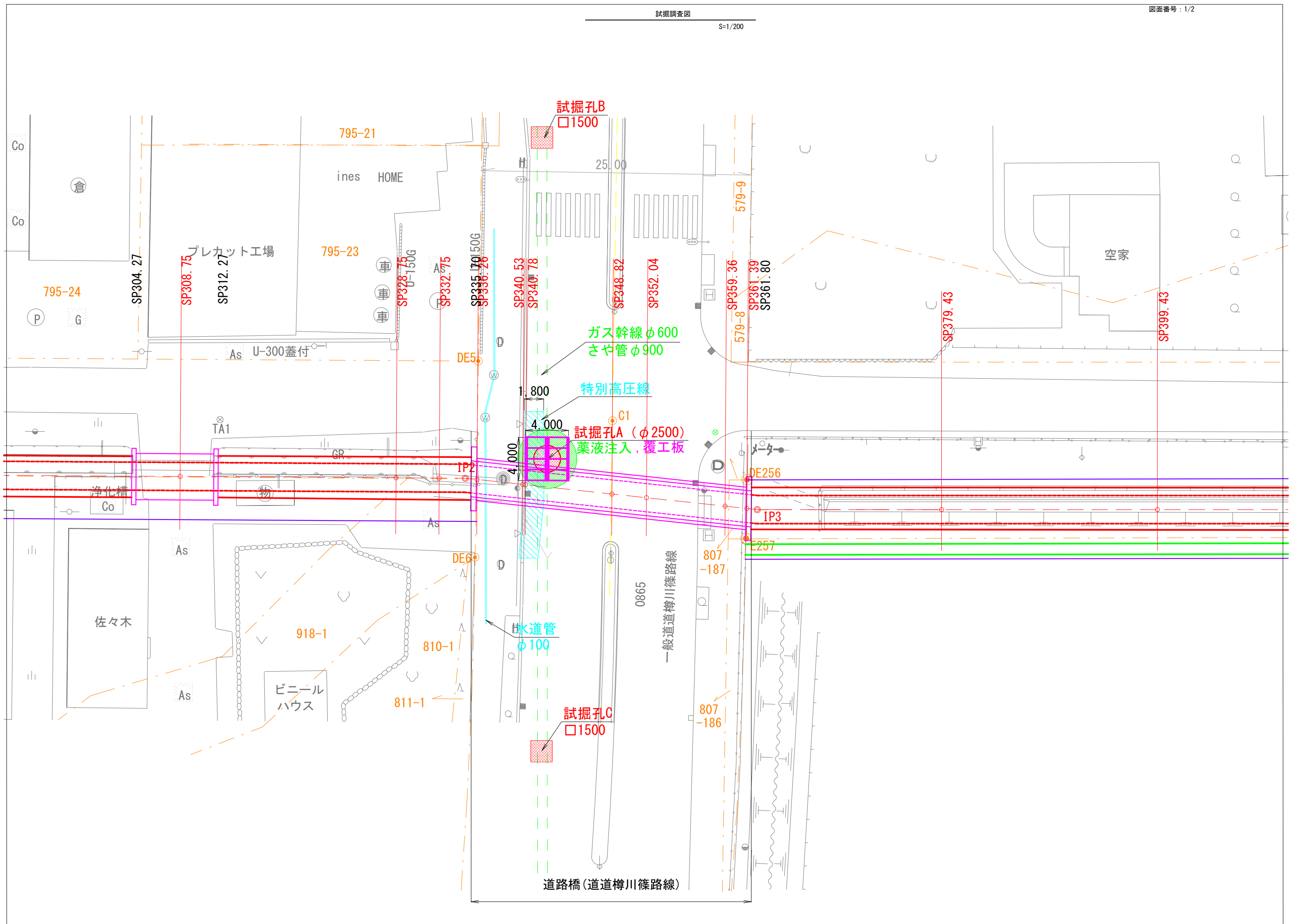
第6 請負者は、この契約による業務を処理するに当たって、発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 請負者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

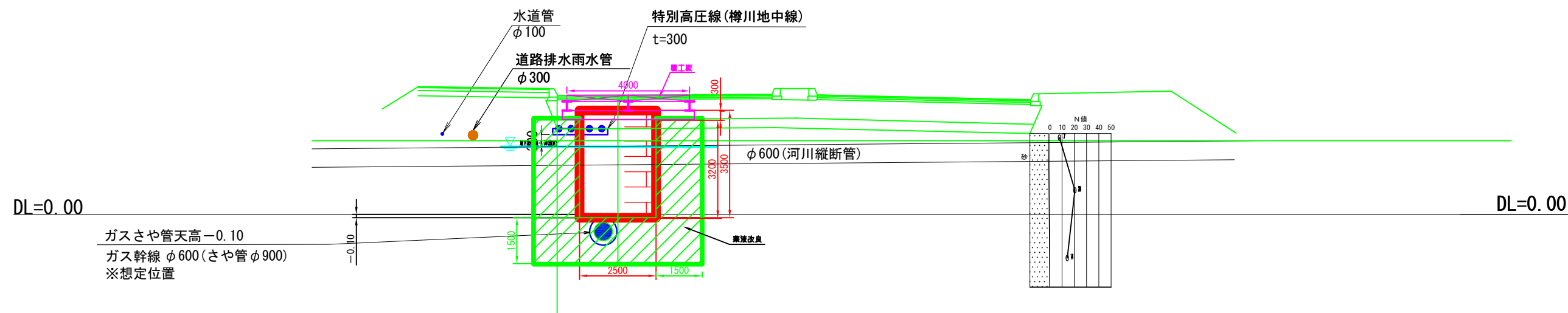
(契約解除及び損害賠償)

第8 発注者は、請負者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。



試掘箇所 A (断面) 参考図

S=1:100



試掘箇所 B, C (断面) 参考図

S=1:100

